

○愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会（以下、「懇談会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 懇談会を傍聴しようとする者は、会議の前日までに事務局まで申し出なければならぬ。

2 懇談会を傍聴する者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(開催の周知)

第3条 懇談会開催日の2週間前までに、次に掲げる事項をホームページにより周知するものとする。ただし、懇談会を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴定員
- (5) その他必要な事項

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は5名とする。但し、会場における席の確保の状況等によりその都度事務局が別に定めることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、懇談会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により事務局の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は懇談会の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に事務局の許可を得た者については、この限りでない。

(懇談会の非公開)

第8条 懇談会は、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第7号）第7条に規定する不開示情報を含む内容について審議を行う場合、懇談会の全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、事務局は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、懇談会の傍聴に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月26日から施行する。